

芝公園だより

◆2025年9月21日から10月20日までの間における送付文書や会議等の開催状況等についてお知らせします。

2025年9月

9月24日

- ▶第1回在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ(厚生労働省)

標記検討会に東憲太郎会長が構成員として出席

- ▶第1回老健施設向けDX推進リーダー育成講座
標記講座参加者を対象にWebにて開催

9月26日

- ▶令和7年度第12回正副会長会

当面の諸問題について検討

- ▶令和7年度第6回常務理事会

地域医療構想及び医療計画等に関する検討会、社会保障審議会介護給付費分科会および介護保険部会、在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ等について報告、検討

9月29日

- ▶第125回社会保障審議会介護保険部会(厚生労働省)

標記部会に東憲太郎会長が委員として出席

9月30日

- ▶「令和8年度税制改正要望書について」(全老健第7-150号)

厚生労働省老健局老人保健課長あてに標記要望書を提出(本誌p.40に掲載)

- ▶e-roken <第509号> 10月は秋の安全推進月間です

登録会員、登録申込者あてに配信

2025年10月

10月1日

- ▶「『2025年度看取り研修会』開催のご案内」(全老健第7-148号)

会員、支部長あてに送付

- ▶「令和7年9月末日現在公益社団法人全国老人保健施設協会正・準会員加入・申込状況等の送付について」(全老健第7-151号)

役員、支部長あてに送付

10月2日

- ▶第19回東京都介護老人保健施設大会(主催:東京都老人保健施設協会)

東京都内にて開催された標記大会に東憲太郎会長が出席、講演

- ▶一般社団法人全国介護事業者連盟 全国大会in

大阪2025

大阪府内にて開催された標記大会に小出純子常務理事が出席

- ▶2025年度介護老人保健施設安全推進セミナー
三大介護事故からひやりはっと分析・苦情対応まで～老健施設で多いリスクに対応するために～グループワーク

標記セミナー参加者を対象にWebにて開催

- ▶e-roken 全国大会 山口flash 各種登録【1週間前】です!

登録会員あてに配信

10月3日

- ▶第23回介護老人保健施設近畿ブロック大会in奈良(主催:奈良県老人保健施設協議会)

奈良県内にて開催された標記大会に東憲太郎会長が出席、講演

- ▶第65回全国国保地域医療学会(主催:全国国民健康保険診療施設協議会他)

和歌山県内にて開催された標記学会に佐藤太彦常務理事が出席

10月9日

- ▶第126回社会保障審議会介護保険部会(厚生労働省)

標記部会に東憲太郎会長が委員として出席

- ▶e-roken 全国大会 山口flash 各種事前登録の締切を延長します!

登録会員あてに配信

10月10日

- ▶平成7年度第13回正副会長会

当面の諸問題について検討

- ▶令和7年度第2回介護保険施設等の特定行為研修周知事業班会議

第1回介護保険施設等を対象とした特定行為研修制度に関する説明会を報告後、第2回説明会等について検討

10月14日

- ▶「『介護老人保健施設における感染症に関する状況調査』(通年調査)2025年10月～2026年3月分調査へのご協力をお願い」(全老健第7-153号)

会員、支部長あてに送付

10月15日

- ▶第5回地域医療構想及び医療計画等に関する検討会(厚生労働省)

- 標記検討会に東憲太郎会長が構成員として出席
- ▶**第2回老健施設向けDX推進リーダー育成講座**
標記講座参加者を対象にWebにて開催
- ▶**e-roken <第510号>税制改正要望書を提出しました**
登録会員、登録申込者あてに配信
- 10月15日(～16日) ……………
- ▶**老健施設未来ビジョンワークショップ2025**
次世代の老健施設を管理する職員等を対象に東京都内にて開催(下記に掲載)
- 10月17日 ……………
- ▶**自由民主党社会保障制度調査会介護委員会関係団体ヒアリング**
標記ヒアリングに平川博之副会長が出席

- ▶**令和7年度第3回事故検討会**
事故事案について検討
- 10月18日 ……………
- ▶**令和7年度秋田県介護老人保健施設連絡協議会 職場交流研修会**
秋田県内にて開催された標記研修会に瀬口里美常務理事が出席、講演
- 10月18日(～19日) ……………
- ▶**第63回技能五輪全国大会 介護職種 エキシビション(主催:厚生労働省他)**
愛知県内にて開催された標記エキシビションに人材対策委員会技能五輪検討班員の北谷善寛氏、米川紀子氏が参加

2025年10月の正・準会員加入状況は、全老健ホームページでご確認ください。



老健施設未来ビジョン ワークショップ2025を開催

全老健は10月15日～16日、東京都内で「老健施設未来ビジョンワークショップ2025」を開催した。

「2040年に向けた老健施設のあり方に関する現状と課題」をテーマに、次世代の老健施設を担う支部の被推薦者と、公募による参加者が出席し、「老健施設の未来を見据えて何が必要か」等について講演や意見交換を行った。

1日目、三根浩一郎副会長より挨拶があり、続いて東憲太郎会長が「老健施設の未来」について講演した。

その後、ワークショップ1では、参加者が10のグループに分かれ、「老健施設の現状と課題」をテーマにグループワークを行った。総務・企画委員会企画部会の河村忠雄部会長が進行を、高椋清顧問が講演・統括を務め、田中志子副会長、大河内二郎常務理事、小川勝常務理事、佐藤太彦常務理事、瀬口里美常務理事、小出純子常務理事、荒船丈一理事、総務・企画委員会企画部会の村岡達也部会員の8名がファシリテータを務めた。

2日目は、始めに三根副会長がワークショップ1のまとめを行い、続いて「2040年に向けた老健施設のあ



グループに分かれワークショップを行う参加者

り方」をテーマに、福岡国際医療福祉大学の松田晋哉教授が講演した。松田教授は、老健施設の特徴やとりまく環境、新たな地域医療構想への対応等について、詳細なデータを示しながら解説。そのなかで、地域にある病院の入院経路や退院経路がわかる「病床機能報告」のデータ活用を提案した。また、老健施設における介護予防や他の介護事業所との共同事務処理、人的支援や各種研修事業の地域展開、地域包括支援センター業務の受託等についての考えを述べた。2040年に向けて松田教授は、「複合ニーズに対応できる施設としての老健施設のあり方を積極的に考えるべき」と強調した。

その後、「2040年に向けた老健施設の未来への提言」をテーマにワークショップ2を行い、最後にワークショップの総括が行われ2日間のカリキュラムが終了した。
(全老健事務局)

心よりお慶び申し上げます

高椋 清氏、瑞宝双光章受章

山元章生氏、瑞宝双光章受章

当協会顧問 高椋清氏（介護老人保健施設創生園 施設長）、当協会佐賀県支部代議員 山元章生氏（介護老人保健施設ケアポート楽寿園 会長）は2025年秋の叙勲により、瑞宝双光章の荣誉に浴されました。

田中 彰氏、藍綬褒章受章

当協会鳥取県支部代議員 田中彰氏（老人保健施設はまゆう 理事長）は2025年秋の褒章により、藍綬褒章の荣誉に浴されました。

今後ともご健康に留意され、ますますご活躍されますことをお祈りいたします。

令和8年度税制改正要望書を提出

全老健は9月30日、厚生労働省老健局の堀裕行老人保健課長あてに、「令和8年度税制改正要望書」を提出した。

全老健第7-150号
令和7年9月30日

厚生労働省老健局
老人保健課長 堀 裕 行 殿

公益社団法人全国老人保健施設協会
会長 東 憲 太 郎

令和8年度税制改正要望書

消費 税

1. 介護保険サービスの提供にかかる消費税について抜本的に解決すること

（理由）

平成元年4月1日施行の消費税法においては、社会政策的配慮から、介護保険サービスの提供及び社会保険医療の給付等は原則非課税取引とされました。そのため、各事業者が支払った消費税については、仕入税額控除が認められず、事業者が消費税の負担者になるという、多段階課税方式をとる消費税法に沿わない取扱いがされてきました。介護保険サービスの提供や社会保険医療の給付等は、その価格が公定とされており、消費者に消費税相当額の転嫁をすることが出来ず、発生した控除対象外消費税等が事業者のコストとなり、これが経営上の大きな問題となっています。また、物価が高騰している現状では、光熱費・消耗品や材料費などの値上げに付随して消費税の負担が増加しており経営を圧迫しています。当協会による介護老人保健施設における消費税負担額調査でも、控除対象外消費税等の負担が経営に大きな圧迫をもた

らすとの結果が認められました。

そこで、介護保険サービスの提供に係る消費税の取扱いについて、介護老人保健施設の適正な経営が維持されるよう原則課税とするなど抜本的解決を強く要望いたします。なお、その場合、利用者本人の負担が増加しないような措置も合せて要望いたします。

法人税

2. 介護老人保健施設用建物等の耐用年数の短縮をすること

(理由)

平成10年度税制改正で、平成10年4月1日以後に取得する建物について、定率法による償却方法が認められなくなり定額法による償却方法のみとされました。更に平成28年度税制改正で、建物附属設備及び構築物の償却方法も定額法のみとされたことから、設備投資の初期段階での減価償却費が従前に比べ小さくなり、設備投資の回収速度が低下しています。そのため、介護老人保健施設を建設する際の借入金の返済能力が低下して、経営を圧迫する要因となっています。そこで、介護老人保健施設の用に供される建物等（鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造）の耐用年数を39年から31年に短縮することを要望いたします。

また、上記1.で掲げた介護保険サービスの提供にかかる控除対象外消費税問題に関連して、控除対象外消費税の補填を公定価格の見直しにより行う場合には、それをより精緻化する観点から、介護老人保健施設用建物等（鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造）の耐用年数を39年から31年に短縮して計算された減価償却費相当額に、建物等に係る大規模修繕等の修繕費相当額を加算して算定することを要望いたします。

3. 地域包括ケアシステム実現に資する建物等の投資減税がされること

(理由)

平成31年度税制改正において、「地域医療構想に向けた再編等の推進」の観点で、「構想適合病院用建物等」について2年間の時限措置として8%の特別償却が認められ、その後令和9年3月31日まで延長されています。介護老人保健施設においても、地域包括ケアシステム実現の立場から、建物等を新築・改築、増築、転換することが見込まれます。そこで、介護老人保健施設用建物等についても、病院用建物等と同等の特別償却制度が創設されることを要望いたします。

4. 賃上げ促進税制における税額控除上限が引き上げられること

(理由)

介護保険事業従事者の人材不足や賃金上昇に対応するため、令和6年度の介護報酬改定において従事者の処遇改善のための加算が拡充されました。この加算を実効性のあるものにするために政府より賃上げ促進税制の積極的な活用が推進されています。しかし、賃上げ促進税制における税額控除額の上限は、法人税額又は所得税額の20%であり、人件費率が高くかつ利益率の低い介護保険事業においては、控除税額が税額控除上限を超えてしまい税制を十分に活用できない傾向があります。介護保険事業においても構造的な賃上げを実現するために、税額控除額の上限を引き上げられることを要望します。

5. 介護老人保健施設における介護DXへの対応及び省エネルギー対策への設備投資等に係る固定資産税、償却資産税の非課税措置が創設されること

(理由)

介護業界における人材不足の解消は喫緊の課題です。その解消のためにも介護DX（デジタル・トランスフォーメーション）の実現は国が推進する重要な施策であります。この施策へ対応するために介護現場では、ICT機器や介護ロボット等の導入時に大きな負担が生じています。

国の推進する施策であるならば、本来その費用は全額国費とすべきと考えます。現在、地域医療介護総合確保基金等による介護ロボット・ICT 機器導入の補助金が交付されていますが、その補完する施策として介護現場におけるデジタル化等に資する設備投資並びにシステム投資を支援する税制措置（即時償却又は税額控除を選択適用できる措置及び一定期間の固定資産税（償却資産税）の軽減措置の創設）を要望します。

また、近年の電気・ガス等のエネルギー価格の高騰によって必要コストが上昇し、国が定める公定価格により経営する介護老人保健施設は、経営状況が大変厳しい現状があります。このような状況において、施設が行う省エネルギー効果の高い設備投資（建物附属設備、構築物、器具備品）について、固定資産税、償却資産税の非課税措置創設を要望いたします。

事業税

6. 食事及び居住に要する費用に係る事業税非課税の明確化がされること

（理由）

介護保険制度見直しの一環として、平成 17 年 10 月から、食費は利用者の全額自己負担、居住費の一部が自己負担化されました。この食費・居住費は、平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 249 号「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等」によらない利用料、すなわち利用者が選定できない介護サービスであって、介護保険適用外となっても、その性格は、いわゆる「自費」とは明らかに性格を異にするものです。

介護保険制度施行前の平成 11 年度まで、食費が利用者の全額自己負担であった時期においても、この食費にかかる収入は社会保険診療として計算し、事業税の課税対象ではありませんでした。

食費が全額自己負担化されたこと、また、居住費の一部が自己負担化されたことをもって、事業税の対象範囲が変更されたと判断されることがないように、地方税法第 72 条の 23 第 3 項第 4 号「同法の規定により定める金額に相当する部分」の次に、括弧書きで（相当する部分には、食事の提供に要する費用、居住に要する費用を含む）を追加し、事業税の計算の明確化を要望いたします。

固定資産税、償却資産税及び不動産取得税

7. 地域包括ケアシステム構築を担う介護老人保健施設用建物及び設備等に係る固定資産税、償却資産税及び不動産取得税の減額措置が創設されること

（理由）

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築が求められています。

この地域包括ケアシステム構築において、在宅医療・介護の場となるサービス付き高齢者向け住宅の供給促進が必要との観点から、新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税及び不動産取得税については、一定の要件のもと減額措置が時限的に設けられています。これと同等に、地域の拠点として地域包括ケアシステム構築の一翼を担う介護老人保健施設用建物及び設備等についても、新築の際、固定資産税、償却資産税及び不動産取得税について減額措置が創設されることを要望いたします。

以上